目 次

2022年 秋号 767号

特集	第64回中小企業団体大阪大会を開催・・・・・・・・・・・・2 中小企業活性化サポートセンターの設置について・・・・・・・・・・・15 人材マッチングセンター (無料職業紹介事業)・・・・・・・・・16
組合情報	新規加入組合紹介・・・・・・・・・17
調査·研究	大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)・・・・・・・・・18
組合等事業向上 支援事業関連情報	中小企業組合等活性化の支援・・・・・・・・・・・・24
大阪府中央会 お知らせコーナー	令和4年度「中小企業組合運営指導事業」・・・・・・・25 中小企業のAI活用のススメ・・・・・・26 最低賃金引き上げと企業に与える影響・・・・・28 「インボイス制度」これがポイント! (第2回/全3回)・・・・30
大阪府中央会 主な実施事業	レディース中央会全国フォーラム in 青森・・・・・・・・32
共済制度	大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内・・・・・・・33
中央会日記	大阪府中央会の行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

組合情報

調査·研究

組合等事業向上支援事業関連情報

大阪府中央会 お知らせ

大阪府 中央会 主な実施

第64回中小企業団体大阪大会を開催



大会の概要

去る9月15日(木)マイドームおおさかにおいて、 第64回中小企業団体大阪大会を開催いたしました。

大会では、「コロナ禍への景気対策を最重視した積極的な経済対策や、中小企業及び小規模事業者に対する支援策の拡充・強化」等を重点とする総合委員会をはじめ、金融、税制、労働、商業・流通、工業・環境の各専門委員会より提出された重点事項9件を含む27件の要望事項を満場一致で可決し、大会決議・大会宣言とともに各政党、近畿経済産業局長(代理:原田産業部長)、大阪府知事(代理:小林商工労働部長)などに手交しました。

なお、本大会の要望事項は11月10日に開催される 第74回中小企業団体全国大会を経て、後日、内閣総理 大臣、内閣官房長官をはじめ、各省大臣並びに衆議院議 長、参議院議長に送付します。

大会の目的

我が国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症 やロシアのウクライナ侵略等の影響により依然として厳 しい状況が続いています。とりわけ中小企業・小規模事 業者においては、コロナ禍を契機に顕在化・加速化した DX・グリーン化に向けた対応、事業継続力強化、働き 方改革、人材確保等様々な課題に加え、資源価格の高 騰、急激な円安の進行による原材料の値上がりなど新た な経営課題に直面しています。

今後、我が国がコロナ禍とウクライナ情勢の影響を乗り越え、ポストコロナに向けて本格的な景気回復を実現するためには地域経済を支える、中小企業・小規模事業者のDX、グリーン化への対応など経営革新や経営基盤の強化に積極的に取り組むことが可能となる各種支援策を速やかに実施することにより、「新しい資本主義」に向けた社会経済活動の活性化を図っていく必要があり、そのためには中小企業組合等連携組織が果たす役割は極めて重要となります。

本大会は、府内中小企業団体の代表が一堂に会し、団結と連携のもと、ポストコロナに向けた取り組み等について自らの決意を内外に広く表明するとともに、国や大阪府等に対し積極的な中小企業施策の推進を強く訴え、コロナ収束後の企業経営の安定と繁栄を図ることを目的として開催するものです。

第64回 大阪大会次第

- 1. 基 調 講 演
- 2. 会 長 挨 拶
- 3. 来 賓 祝 辞

近畿経済産業局、大阪府、全国中小企業 団体中央会

- 4. 来 賓 紹 介
- 5. 議 長 選 任
- 6. 議 案 審 議
- 7. 議 案 採 決
- 8. 決
- 議
- 9. 宣 言
- 10. 大阪府中小企業再生緊急アピール
- 11. 政党スピーチ
- 12. 表 彭

知事表彰 (組合経営功労者)

会長表彰 (優良組合)

(組合経営功労者)

(組合事務局優秀専従者)

(中央会共済事業促進優秀者)

- 13. 閉 会 挨 拶
- 14. 会員交流会

1. 基調講演

大阪府商工労働部成長産 業振興室副理事(産業化戦 略センター長) 時岡貢氏、 兼松株式会社車両・航空部 門航空宇宙部第1課中村康 平氏、ANAホールディン グス デジタル・デザイ ン・ラボ エアモビリティ 事業化プロジェクトディレ クター保理江裕己氏より、 「2025大阪・関西万博 空飛ぶクルマの実現に向 けて」をテーマにご講演を 頂きました。

まず、時岡氏からは、空 の移動革命に向けた大阪に おける取組みについて講演 いただきました。



時岡貢氏



中村康平氏

空飛ぶクルマの特徴は、①電動、②自立飛行、③垂直離 着陸可能であり、この特徴により空飛ぶタクシーや観光

レジャー向けの遊覧飛行、 救命救急・災害対応に利活 用が可能になること、ま た、大阪で空飛ぶクルマの 実現を目指す理由として、 府域の新たな価値創造・産 業振興への貢献、大阪・関 西万博での発信・レガシー の承継が挙げられるとのこ とで、将来、大阪でのビジ



保理江裕己氏

ネス化を視野に入れている事業者とともに、実践的な協 議の場として「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテー ブル」を設立し、今後、空飛ぶクルマに関連した新ビジ ネスの創出が期待されると話されました。

次に、中村氏からは、兼松株式会社における空飛ぶク ルマへの取組みについて講演いただきました。兼松株式 会社は永年、航空・宇宙事業で事業展開をしており、環 境・安全・快適をテーマとして次世代の「空」モビリテ ィ事業で事業創造に尽力していること、そして、これま でのノウハウを活かし、空飛ぶクルマの離着陸場「V ERTIPORT」の整備を行い、地上インフラから空 飛ぶクルマの実現への取組みを行っていると話されまし た。

最後に、保理江氏からは、エアモビリティにおける旅 客事業について講演いただきました。

空飛ぶクルマは電動航空機であり、静穏性が高く、離着 陸にスペースが不要なことから、都市部での利用価値が 高まってきていること、また、都市型航空交通の発展に よって、移動手段が多様化しビジネス・レジャーにおい て新展開が期待されており、関西圏・関東圏で、大衆 向けに事業展開を行うために、今後実証実験を行うこと で、早期実現を目指すと話されました。

3名の講師による今回の講演は、2025年大阪・関 西万博での大きな目玉である空飛ぶクルマの実現に向 け、官民一体となった取組みや関連ビジネスの発展状況 がよくわかる内容で、参加者にとって大変有意義なもの となりました。

2. 会長挨拶

本大会主催者である大 阪府中小企業団体中央会の 野村会長より以下のとおり 挨拶が行われました。

「本日ここに、国、大阪 府をはじめ、政党ご代表、 大阪商工会議所をはじめ中



野村会長

小企業団体のご代表のご来賓の方々、また、多くの会員 の皆様方にご参加いただき、第64回中小企業団体大阪 大会を、このように盛大に開催することができました。

これもひとえに、会員並びに関係団体・機関の皆様方の 格別のご支援、ご協力の賜物でございます。この場をお 借りして厚くお礼を申し上げます。

大阪大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、一昨年の62回大会は開催中止、昨年の63回大会は一部の役員と事務局のみが参加する形式で開催し、会員の皆様方にはオンラインで視聴していただきました。今年の64回大会は、3年ぶりに会場でリアル開催できたことを大変うれしく思っております。

また、本日表彰を受けられます皆様方、誠におめでとうございます。

永年に亘ります、所属組合、業界団体へのご尽力に対し敬意を表しますとともに、この度のご栄誉を心からお祝い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、9月に入り落ち着いて来ているものの、高止まりの状況となっており、完全な収束がいつになるのか未だ見通せない状況が続いております。

また、6か月以上に亘りますロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー資源や原材料費の高騰、止まらない円安進行、加えて、10月からは最低賃金が過去最高となる31円の大幅引き上げとなります。さらに、令和5年10月より導入が予定されているインボイス制度や、令和5年から順次開始されるコロナ特別貸付等の債務返済など、中央会をはじめとする中小企業団体会員並びに中小企業・小規模事業者の経営に大きな打撃を与えることが必至であります。

政府では、長期化するコロナ禍・物価高騰の環境下に中小企業等に必要な支援策を講じるため、今年度中に緊急対策を実施され、来年度の概算要求では、1,300億円を超える要求を行われると聞いております。これらの対策が、中小・小規模事業者の厳しい経営環境を踏まえた実効性のある支援策になることを大いに期待しております。

本日は、この後、総合、金融、税制、労働、商業・流通、工業・環境の各委員会より提出された各議案をご審議いただきます。

それぞれの提出議案は、コロナ禍、ウクライナ情勢や 円安の影響に対する中小企業等への支援、インボイス制 度導入の凍結、コロナ特別貸付等の債務減免など、多く の中小企業・小規模事業者がポストコロナに向けて成 長、発展していくために重要な要望となっておりますの で、国、大阪府等への要請に向けて慎重にご審議賜りま すよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、ご出席の近畿経済産業局、大阪府商工労働部をはじめ各行政機関の皆様、各政党のご代表の方々におかれましては、議案内容に対するご理解と必要な予算措置を含めまして、中小企業団体並びに中小・小規模事業者への絶大なるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、先ほどの基調講演では「2025大阪・関西万博 空飛ぶクルマの実現に向けて」をテーマに、講師の

方々から大変参考となるお話をいただき有難うございま した。

空飛ぶクルマは今回の万博における大きな目玉の一つであり、日本の技術力を世界にアピールする絶好の機会となりますので、是非、万博での実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

中央会といたしましては、会員の皆様方が様々な方法で万博に参画できるよう、また、今後の事業活動活性化につながるよう、万博協会や全国中央会など関係機関と連携のうえ、今後も出来得る限りのご支援をさせていただく所存でございますので、何なりと事務局へご相談いただければと存じます。

大阪は中小企業の街とも言われ、優秀で独創性のある 素晴らしい中小企業がたくさんあることでも有名です。 中小企業は全体の99%を占めます。それだけに、大阪 の活力の源は中小企業にあると感じております。大阪府 中央会は今後も全力で大阪の発展のため、中小企業の発 展のため活動して参ります。」

3.4.来賓祝辞

近畿経済産業局局長(代理:原田産業部長)、大阪府 知事(代理:小林商工労働部長)並びに全国中小企業団 体中央会会長(代理:佐藤専務理事)からご祝辞を頂戴 しました。



来賓祝辞 近畿経済産業局 原田産業部長



来賓祝辞 大阪府 小林商工労働部長



来賓祝辞 全国中小企業団体中央会 佐藤専務理事

5.6.7.議事

大会議長には野村会長が選出されました。

次に大会議事に入り、各委員会委員長による議案説明 の後、27件の議案が一括上程されました。

議長が上程された27件の議案について議場に諮り、 満場一致で可決されました。

(詳細は8頁~10頁参照)

8.9.決議·宣言

大会決議(案)及び宣言(案)を藤瀬副会長が、それ ぞれ力強く朗読され、満場一致で可決決定されました。 (詳細は7頁参照)



藤瀬副会長

10.大阪府中小企業再生緊急アピール

大阪府商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、全大阪小売商団体連盟、大阪中小企業団体中央会の4団体共催による大阪府中小企業再生緊急アピール(詳細は14頁参照)が行われ、満場一致で採択され、大会決議・大会宣言とともに「要望書」として、各政党代表者や国・大阪府に手交しました。



要望書提出

11. 政党スピーチ

各政党代表から要望等に対する取組みなどを含めた、 挨拶がありました。



自由民主党 大阪府支部連合会 幹事長 大阪府議会議員 西 惠司氏



公明党 大阪府本部 団体渉外局長 大阪府議会議員 大山 明彦氏



立憲民主党 大阪府総支部連合会 代表 衆議院議員 森山 浩行氏



国民民主党 大阪府連 副代表 大谷 ゆりこ氏



大阪維新の会 幹事長 大阪府議会議員 横山 英幸氏



日本共産党 大阪府委員会 大阪府議会議員 内海 公仁氏

12.表 彰

組合経営功労者13名が大阪府知事表彰を受けることとなり、大阪府・小林商工労働部長から表彰状並びに記念品を授与されました。また、優良組合5組合、組合経営功労者97名、組合事務局優秀専従者16名、中央会共済事業促進優秀者5名が大阪府中小企業団体中央会会長表彰を受けることとなり、野村会長から表彰状並びに

記念品を授与されました。



知事表彰総代 ソリューション協同組合 理事長 新 雅志氏



優良組合表彰総代 オビーシー協同組合 理事長 梅澤 一雄氏



組合経営功労者表彰総代 大阪室内装飾事業協同組合 理事長 大石 伸二氏



組合事務局優秀専従者表彰総代 西部金属熱処理工業協同組合 事務局長 福井 真一氏



中央会共済事業促進優秀者表彰総代 大樹生命保険株式会社大阪支社 吉村 佳栄子氏

13. 閉会挨拶

最後に田伏副会長より閉会挨拶があり、大会は滞りなく 終了しました。



閉会挨拶 田伏副会長

14. 会員交流会

大会終了後、来賓を囲んで会員交流会を開催いたしま した。野村会長の挨拶に続いて、大阪府議会の副議長三 宅忠明氏より乾杯のご発声をいただき開宴となり、会員 同士の交流が深まりました。



大阪府議会 副議長 三宅忠明氏

決 議

本大会において採決された、コロナ禍、ウクライ ナ情勢や急激な円安の影響に伴う原油・原材料、物 価の高騰に対する中小企業支援を最重視した大胆な 経済対策、2025年大阪・関西万博への中小企業 等参画支援など総合的な政策関係6件や、「新しい 資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づ く中小企業等向け事業性融資制度の拡充、コロナ融 資の債務減免など金融関係3件、不安定な経済情勢 に影響を受ける中小企業への法人税引き下げ、イン ボイス制度の導入凍結など税制関係5件、骨太方針 の「人への投資」を積極的に実施する中小企業への 施策の実現など労働関係6件、原材料費等高騰によ る中小・小規模事業者の価格転嫁対策など商業・流 通関係4件、エネルギー価格の安価かつ安定的供給 など工業・環境関係3件、これら重点要望9件を含 む合計27件の要望事項は、中小企業・小規模事業 者が長引くコロナ禍や不安定なウクライナ情勢など に伴う原油価格をはじめとする資材・原材料の高騰、 急激な円安の進行、最低賃金の大幅引上げなど現下 の厳しい経営環境を生き抜くために欠かすことので きない緊急の課題である。

我々は、ここに中小企業団体大阪大会のもと、そ の総力を結集して要望事項の早期実現を国及び大阪 府に対して、強く求めるものである。

また、中小企業団体中央会が、中小企業組合等を通 じて中小企業及び小規模事業者の振興、発展を支え る重要な役割を担っていることから、国は都道府県 を通じて各中小企業団体中央会に対して補助金を交 付している。にも拘らず、大阪府は平成23年度から 大阪府中小企業団体中央会への補助金交付を行って いない。このことは中小企業憲章並びに中小企業等 協同組合法の主旨に反したものであり、大阪府中小 企業団体中央会が法律で規定されている中小企業・ 小規模事業者に対する各種支援事業を円滑に実施で きるよう、国及び大阪府に対して、必要かつ十分な 予算措置を強く求めるものである。

右、決議する。

令和4年9月15日 第64回中小企業団体大阪大会

官 言

我々中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、 コロナ禍を契機に加速化したDX・グリーン化への 対応、事業継続力強化、働き方改革等様々な課題に 加え、不安定なウクライナ情勢、急激な円安の進行 による資源価格・原材料の高騰、最低賃金の大幅な 引き上げに伴う中小企業のコスト増加など新たな経 営課題に直面し依然として厳しい状況にある。

このような中で、中小企業・小規模事業者が直面 している多様な課題に前向きに対応し、ポストコロ ナへの持続的な成長・発展を遂げていくためには、 DX・グリーン化への対応などにより、自らの経営 基盤を強化していくとともに、中小企業組合をはじ めとする連携組織のネットワークを積極的に活用 し、経営資源の相互補完や新事業・経営革新等の積 極的展開を図っていくことが極めて重要である。

本日、大阪府内の中小企業団体は、コロナ禍やウ クライナ情勢、急激な円安の進行に伴う原油価格等 の高騰、コロナ融資の債務減免、インボイス制度の 導入凍結などにおける中小企業対策並びに組合等連 携組織対策について重点要望9件を含む合計27件 の要望事項を決議した。

国及び大阪府は、わが国経済を支えている中小企 業・小規模事業者が希望を持ち、将来に向かって成 長・発展していくことができるよう、より具体的な 中小企業への支援強化が求められていることを認識 し、中小企業・小規模事業者がポストコロナに向け て、持続的発展を遂げることができるよう、本大会 が決議した事項を早急に実現すべきである。

我々もまた、中小企業組合という連携組織の絆を 最大限に活かし、相互扶助の精神の下、経営資源の 相互補完、経営革新や新事業展開等に積極的に取り 組み、総力を挙げて自らの経営の安定と繁栄を図 り、もってコロナ収束後のわが国経済の発展に寄与 せんとするものである。

右、宣言する。

令和4年9月15日 第64回中小企業団体大阪大会

第64回中小企業団体大阪大会決議事項

【重点要望事項】は太字で示しています。

総合

- 1. コロナ禍、ウクライナ情勢や急激な円安の影響に伴う原油・原材料、物価の高騰により、甚大な影響を受けている中小企業に対して、次の支援策を講じること。
 - (1) 原油価格の高騰が与える影響を緩和するため、トリガー条項の凍結解除、燃料油価格の激変緩和策における基準価格の見直し及び補助金支給幅の拡充など、迅速かつ柔軟に対策を講じること。
 - (2) 企業の生産活動に必要な物資、エネルギーの安定供給を確保するため、サプライチェーンの強靭化に取り組むとともに、政府等が行う小麦等の国営貿易において商品価格を下げるなどの対策を講じること。
 - (3) 景気の先行きに対する懸念がある中、現下の厳しい事業環境が回復するまでの間は、消費税減税を含め積極的な消費需要喚起策など大胆な経済対策を講じること。
- 2. 2025年大阪・関西万博においては、中小企業が持つ独自のアイデアや技術力をアピールできるよう、パビリオン出展、催事参加や営業参加などについて、中小企業や中小企業組合が過度な負担なく参画できるよう、要件を設定するとともに、実施内容や計画を早期に提示すること。

また、会場整備や運営における調達案件の発注に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重して、幅広い分野で中小企業、中小企業組合及び官公需適格組合に発注すること。

- 3. 「骨太の方針2022」では、人への投資を始め、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)を「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野としている。必要な専門人材、資金調達力、情報収集力や研究開発力等で不利な状況にある中小企業が、こうした未来社会に向けた新たな課題・成長分野へ積極的に取り組むことができるよう、人材確保・育成、AIや量子技術等の新しい技術の活用がしやすい環境を整備するとともに、中小企業の実情を踏まえた支援策を拡充し、支援策の実施にあたっては、組合や中小企業を支援している中小企業団体中央会など経済団体を積極的に活用すること。
- 4. 組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会に対し、中小企業等協同組合法第74条に規定された事業を円滑に行うことが出来るよう財政措置を講じること。

また、中小企業等協同組合法を改正し、中小企業団体中央会に対する都道府県の財政措置を明記すること。

- 5. 次世代への円滑な事業承継を推進するため、中小企業の状況を把握している中小企業組合等を活用した取り組みや金融機関との連携などに対する支援策の拡充を図るとともに、事業承継に係る支援策の周知を強化すること。
- 6. 国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需対策を拡充・強化するとともに、随意契約の対象として官公需適格組合を明記し官公需発注機関に広く周知するなど、官公需適格組合に対する発注の増大を図ること。

また、中小企業への随意契約の活用を促進するために、少額随意契約の適用限度額を大幅に引上げること。

金 融

- 1. 内閣府策定の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づき創設される、金融機関の中小企業等向け事業性融資制度については、スタートアップ企業だけでなく、ポストコロナに向け事業再構築等を行なう中小企業等が円滑に資金調達を行なえる制度にすること。
- 2. ウクライナ情勢に伴う原油価格の高騰や急激な円安の進行など、中小事業者にとっては厳しい経済状況が続く中、ポストコロナに向け中小事業者への金融支援をより充実させるために以下の取組みを行うこと。
 - (1) 日本政策金融公庫は、セーフティーネット機能を果たし、中小事業者の利便性を高めるために、支店や出 張所の増設など体制強化を図ること。
 - (2) 商工組合中央金庫は、中小企業組合の専門金融機関としてセーフティーネット機能を果たし、中小事業者の利便性を高めるため、インターネットでの融資申込、支店や出張所の増設など体制強化を図ること。
 - (3) 商工組合中央金庫については、中小企業組合の専門金融機関として、本来の設置趣旨を堅持しつつ、民営 化の際には中小企業団体中央会からの出資を可能にすること。
- 3. 新型コロナウイルス関連の特別融資について、次の措置を講じること。
 - (1) 元金返済事業者への借換えや条件変更等に対応するための民間金融機関における実質無利子・無担保制度を復活すること。

- (2) 政府系金融機関における実質無利子・無担保制度、信用保証制度におけるセーフティネット保証4号の年度末まで取扱期限を延長すること。
- (3) 利子補給期間を3年に限定せずに全融資期間とすること。
- (4)債務の返済が困難となっている事業者の事業再生や事業再構築に向けた措置として、新型コロナウイルス 感染症特別貸付等の借入債務について、事業者の返済能力に応じた債務の減免を行うこと。

税制

1. ウクライナ情勢に伴う原油価格の高騰、急激な円安の進行など大きく影響を受けた中小企業に対して、法人税の引き下げを行い、赤字でも納付義務のある法人住民税を免除すること。

また、長引くコロナ禍や不安定な経済情勢により影響を大きく受けている中小企業・小規模事業者に対しては、 経済情勢が安定するまでの支援策として支給される補助金、助成金の益金不算入及び非課税措置(法人税、所得 税)を講じること。

- 2. 中小企業向け賃上げ促進税制について、税額控除率を最大50%に引き上げるとともに、恒久化を図ること。 また、中小企業・小規模事業者の従業員の実質賃金の引上げを図るため、中小企業・小規模事業者の従業員に限 定し、新たな所得控除を創設すること。
- 3. 令和5(2023)年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)導入については、中小企業・小規模事業者の消費税の取扱いに大きな影響を与える恐れがある。

長引くコロナ禍や国際情勢の変化など不安定な経済状況により、中小企業・小規模事業者の事業継続に多大な影響を与えていることから、経済状況が改善するまでは適格請求書等保存方式の導入を凍結すること。

また、適格請求書等保存方式の導入にあたっては、以下に配慮すること。

- (1) 中小企業・小規模事業者にとって取扱いが容易な電子請求書の仕組みを構築し、事前に整備すること。
- (2) 免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、取引から排除されることや不当な値下げ圧力等により経営状態が圧迫されることのないよう課税事業者・免税事業者の区分を撤廃することですべての事業者を課税事業者とし、適格請求書等を交付できるようにすること。課税期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については申告を不要とする制度を創設すること。
- 4. 事業承継税制の特例措置について、法人版および個人版ともに中小企業・小規模事業者等が積極的に活用できるようにするため、それぞれ承継計画申請等の手続きの簡素化を図ること。

また、活用状況によっては特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限及び相続・贈与に係る適用期限の延長を行うこと。

5. カーボンニュートラル投資促進税制(令和3年度創設)については、中小企業・小規模事業者が活用するにあたり、その実情に即した方法で適切な情報提供を行い、中小企業・小規模事業者向けの制度を創設すること。また、中小企業・小規模事業者向けのグリーントランスフォーメーション(GX)を推進するための税制措置を講じること。 デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制(令和3年度創設)についても、カーボンニュートラル投資促進税制と同様に、中小企業・小規模事業者が活用するにあたり、その実情に即した方法で適切な情報提供を行い、中小企業・小規模事業者向けの制度を創設すること。

また、中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる「少額減価償却資産の特例」については、期間制限の撤廃と対象設備の上限枠の見直しを図ること。

労 働

- 1. 骨太の方針にある「人への投資」を推進するにあたっては、中小企業の視点に立った施策を講ずること。
 - (1) 中小企業が人材の確保を図るため、人材の流動化を促進し、建設業、運輸業等、特に人手不足が深刻な産業分野への労働力の移動を促すこと。
 - (2) 中小企業の副業・兼業の活用を促し、専門性の高い人材をスポット的に活用する等、人材の共有を図れるよう支援すること。
- 2. 外国人技能実習生、特定技能外国人労働者ともさらなる受け入れの拡大を図るとともに、受入の際に必要な書類 や手続きの簡素化を図ること。

また、中小企業の成長、発展につながるよう、高度外国人材も含めた外国人材の活用拡充に向けた支援を行うこと。

3. 雇用調整助成金については、特例措置を延長した際は労働保険特別会計の財政状況にかかわりなく、必ず国庫 (一般財源) 負担による財政措置を行うこと。

また、雇用保険制度のあり方について抜本的な見直しを行い、持続可能な制度にするとともに、中小企業の経営

を圧迫することのないよう安易に雇用保険料率の引き上げを行わないこと。

4. 働き方改革については、中小企業のコロナ禍からの回復期の人材確保につながるよう、生産性の向上と合わせて中小企業が適切に取り組めるよう支援を確実に実施すること。

また、テレワークの推進をはじめ、中小企業がデジタル化・ITの活用を推進できるよう、中小企業のIT人材の育成・確保について支援を拡充すること。

- 5. 最低賃金については物価高等により厳しい経営環境下にある中小企業の実態に配慮すべきであり、現下の情勢においては現状の水準を維持すること。
- 6. 社会保険料については、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないよう、公費負担の割合を増やすなど抜本的な見直しを行うこと。

商業・流通

- 1. 中小小規模事業者の取引条件の改善及び公正な取引環境整備のため、次の対策を講じること。
 - (1)優越的地位の濫用については、大規模小売業・フランチャイズシステム、不当廉売については、酒類・ガソリン・家電について、業種別ガイドラインが策定済であるが、まだ策定できていない業種についても、速やかにガイドラインを策定すること。
 - (2) 原油価格、物価の高騰を踏まえ、中小小規模事業が適切に価格転嫁できるよう、転嫁拒否が疑われる事案 についての全件立入調査の実施や「優越的地位の濫用」に関する独占禁止法の執行強化など、より実効性の ある対策を講じること。
- 2. 新型コロナウイルス感染症の長期化により、特に深刻な影響を受けている中小観光関連事業者(旅行業、宿泊業、飲食業、運送業、小売業など)に対して、コロナ禍からの回復に向けた強力かつ長期的な需要・消費喚起策を早期に講じること。
- 3. 外国人観光客の受入が条件付きで再開されたが、新型コロナウイルスの収束には不透明感が残る状況が続いている。訪日観光は、中小企業事業の活性化や地域経済の振興につながる。加えて、令和7年に開催予定の大阪・関西万博を成功に収めるためには、多くの外国人観光客の来場がカギとなることから、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じたうえで、外国人観光客の本格的な受入れを早期に再開すること。
- 4. 長引くコロナ禍の影響と新しい生活様式における消費行動の変化・多様化等により、厳しい経営環境にある中小流通業、中小卸売・小売業が、経営の安定化を図れるよう、次の措置を講じること。
 - (1) 中小卸売・小売業が、ポストコロナを見据えた経営環境の変化に対応するため、多様化する消費者ニーズ への対応や生産性の向上など、それぞれの課題や状況に応じてデジタル化を推進できるよう、適切かつ効果 的な支援策を講じること。
 - (2) 流通業務市街地整備法は、現在の商業環境に齟齬をきたしているため、業種制限等を廃止し、卸商業団地において異なる業種・業態の誘致や用途拡大等、資産の有効活用が図れるよう、制度改正を行うこと。

工業・環境

1. 火力発電に必要な燃料である液化天然ガス(LNG)や石炭の輸入価格の値上がりにより、電力料金が急騰し、また、ガス料金の値上げも想定されており、長引くコロナ禍の影響や円安などに伴う原油や原材料の高騰により中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中、電力やガスの値上がりは中小企業の振興発展に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

このような中、国は中小企業の振興発展のため、企業活動にとって必要不可欠な生命線である電力やガス料金の安価かつ安定供給につながる施策を早急に講じること。

2. 国は中小企業の設備投資や新分野展開、業種・業態転換、事業再編という思い切った事業再構築を支援するため、令和5年度以降も「ものづくり補助金」並びに「事業再構築補助金」を継続すること。

また、「事業再構築補助金」の基金設置法人である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの業務委託先については中小企業を支援している経済団体を積極的に活用すること。

3. 地球温暖化は気温の上昇だけでなく、海面の上昇から熱波、大雨やそれによる洪水、干ばつ等の気候変動を引き起こすなど、深刻な影響を及ぼすことから、世界 120以上の国と地域が 2050年に温室効果ガス排出を全体としてゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」が地球規模の喫緊の課題となっている

このような状況の中、我が国では「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、令和4年度の骨太の方針で、今後10年間に官民協調で150兆円超のグリーン・トランスフォーメーション(GX)投資を目指すとしているが、その投資効果が組合や中小企業に行渡るよう、必要となる支援策を早急に具体化すること。

第64回中小企業団体大阪大会被表彰者(敬称略·順不同)

大阪府知事表彰(13名)

米田 俊雄 関西ダイカスト工業協同組合 理事長

奥川 恵嗣 東大阪電気工事業協同組合 理事長

新 雅志 ソリューション協同組合 理事長

藤岡 洋一 大阪建築金物工業協同組合 副理事長

川端 誠之 大阪府塗装工業協同組合 副理事長

中川 六雄 関西鉄筋工業協同組合 副理事長

玉川 義光 関西配管工事業協同組合 副理事長

山本 和也 大阪府板金工業組合 副理事長

木村 吾郎 大阪機械器具卸商協同組合 副理事長

水上 琢也 大阪ディスプレイ協同組合 副理事長

山岡 雅佳 関西舞台テレビテクノアンドアート協同組合 副理事長

池本 達也 全日本ブラシ工業協同組合 副理事長

片山 雅一 大阪府自動車整備商工組合 副理事長

大阪府中小企業団体中央会会長表彰

優良組合(5組合)

 オービーシー協同組合

 協同組合土木設計センター

 A H R 協同組合

G H R 事 業 協 同 組 合 千里経営サポート事業協同組合

組合経営功労者 (97名)

北山 雅啓 協同組合オリセン 事 協同組合オリセン 事 佐藤 惠子 大阪和服裁縫協同組合 専務理事 島岡 生子 大阪和服裁縫協同組合 事 清水雄一郎 西日本一般缶工業協同組合 理事長 小西 康晴 西日本一般缶工業協同組合 副理事長 奥濱 修司 日本ワイヤロープロック加工協同組合 副理事長 川﨑 官明 日本ワイヤロープロック加工協同組合 副理事長 鴻上 関西ダイカスト工業協同組合 浩之 事 田中 栄史 関西ねじ協同組合 理 事 行俊 明紀 関西ねじ協同組合 副理事長

中谷 成智 関西ねじ協同組合 副理事長 坂元 正樹 関西ねじ協同組合 会計理事 吉昭 奥山 近畿石鹸洗剤工業協同組合 理 事 山中 政彦 大阪鰹節類商工業協同組合 理事長 恩地 宏昌 大阪府製麺商工業協同組合 常務理事 今里 有利 大阪府製麺商工業協同組合 常務理事 古結 喜己 近畿倉庫事業協同組合 泉本 弘志 協同組合物流ネットサービス 代表理事 勝巳 大阪府塗装工業協同組合 松田 副理事長 三木 良介 事 大阪府塗装工業協同組合 理 稲垣 耕司 関西鉄筋工業協同組合 事 叶 関西鉄筋工業協同組合 順哉 理 事 當内 阪神造園建設業協同組合 理 事 藪内 俊則 関西シーリング工事業協同組合 理事長 今田 光成 橋梁建設事業協同組合 代表理事 淺川 雅司 橋梁建設事業協同組合 副理事長 中野 関西配管工事業協同組合 理 事 広造 池成 信夫 関西配管工事業協同組合 理 事 忠樹 齊藤 大阪府電気工事工業組合 常任理事 和幸 荒井 大阪府板金工業組合 理 事 橋本 尚幸 大阪府板金工業組合 理 事 林田 渡 大阪府左官工業組合 理 事 楠本 治 大阪府表具内装協同組合 元理事 新平 徳岡 吹田市水道·土木工事業協同組合 理 事 山本 忠 大阪木材仲買協同組合 常任理事 辻 大阪木材仲買協同組合 理 事 永 吉原 隆 大阪木材仲買協同組合 理 事 西上 光二 大阪木材仲買協同組合 理 事 理 吉田 明夫 大阪木材仲買協同組合 事 松原龍一郎 大阪木材工場団地協同組合 副理事長 菅森 健雄 理 事 大阪府紙工協同組合 佐野 敏彦 理 大阪府自転車軽自動車商業協同組合 事 北川 浩史 大阪鋲螺卸商協同組合 理 事 秋 陽子 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 田中 健一 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 橋本 寬二 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 福益 愼治 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 福家 利一 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 柳川 重昌 大阪機械器具卸商協同組合 理 事 臺谷 剛志 大阪塗料商業協同組合 理 事

広志 大阪生花商業協同組合 釜野 理事長 森 哲朗 大阪生花商業協同組合 会計理事 久保 事 初子 大阪生花商業協同組合 監 田宮 謙史 大阪生花商業協同組合 玾 事 末藤 理 事 章 大阪生花商業協同組合 藤原 正典 大阪生花商業協同組合 理 事 大石 伸二 大阪室内装飾事業協同組合 理事長 齊藤 武志 監 事 大阪ディスプレイ協同組合 藤原 幸勇 大阪府ランドリー協同組合 監 事 根來 直代 大阪・奈良税理士協同組合 常任理事 林 善行 大阪· 奈良税理士協同組合 理 事 磯部 光淳 大阪· 奈良税理士協同組合 理 事 東原 事 純 協同組合関西地盤環境研究センター 理 単山 善光 大阪府警備業協同組合 理 事 尾崎 建爾 大阪府警備業協同組合 副理事長 水野 大阪府柔道整復師協同組合 副理事長 諭 山本 龍生 関西舞台テレビテクノアンドアート協同組合 理 事 天野 竜児 事 大阪府遊技業協同組合 理 平川 勝基 大阪府遊技業協同組合 理 事 森川 彰人 大阪府遊技業協同組合 理 事 金谷 大阪府遊技業協同組合 理 事 義彦 西島 輝彦 大阪釦服飾手芸卸協同組合 専務理事 森本 秀人 関西スポーツ用品工業協同組合 理 事 祐二 佐伯 関西スポーツ用品工業協同組合 理 事 直之 山本 関西スポーツ用品工業協同組合 副理事長 椚座 寛之 大阪府鏡工業協同組合 事 理 平石 哲生 大阪府印刷工業組合 事 理 杉本 光 大阪府テントシート工業組合 副理事長 西野 充 大阪府家具工業組合 常務理事 土藏 浩嗣 大阪府家具工業組合 事 神吉 昭一 大阪府牛乳商業組合 相談役 小松 治大阪府牛乳商業組合 問 事 西田 一大阪府牛乳商業組合 理 **笙田成乃亮** 大阪府牛乳商業組合 相談役 津村 調和 大阪府牛乳商業組合 理事長 夏野 佳典 大阪府牛乳商業組合 副理事長 岩城 孝佳 大阪府自動車整備商工組合 副理事長 宮本 眞希 大阪府自動車整備商工組合 副理事長

奥藤 正治 大阪府自動車整備商工組合 理 事 藤澤 哲也 大阪府自動車整備商工組合 副理事長 掛川 博夫 大阪府自動車整備商工組合 理 事 敏生 大阪府自動車整備商工組合 理 事 鈴木 森山 大阪府自動車整備商工組合 事 理 前田 義範 事 大阪府自動車整備商工組合 理 佐方 將義 全国紙管工業組合 理事長 尾上 博昭 協同組合大阪写真家協会 相談役

組合事務局優秀専従者(16名)

椎原 依子 大阪和服裁縫協同組合 事務局長 福井 真一 西部金属熱処理工業協同組合 事務局長 植西 文子 大阪鰹節類商工業協同組合 事務局員 大川 哲也 大阪府塗装工業協同組合 事務局長 橋本 明知 阪神造園建設業協同組合 事務局員 角谷 眞世 吹田市水道·土木工事業協同組合 マネージャー 兵頭久美子 吹田市水道·土木工事業協同組合 マネージャー 原田 敏志 大阪府医師協同組合 主任2級

平尾 敏子 大阪府医師協同組合 主任3級 李 俊憲 協同組合関西地盤環境研究センター 地盤技術室職員 服部 健太 協同組合関西地盤環境研究センター 地盤技術室職員 藤村 協同組合関西地盤環境研究センター 亮 地盤技術室職員 統合調整・ 溝端 大阪府遊技業協同組合 不正対策室長 辻 靖彦 大阪府遊技業協同組合 総務担当係長 山本五十恵 協同組合大阪コラボレーションマネージメント サブマネージャー 文英 協同組合大阪コラボレーションマネージメント 賴 マネージャー

中央会共済事業促進優秀者(5名)

吉村佳栄子 大樹生命保険株式会社大阪支社 員 樋上 智子 大樹生命保険株式会社大阪支社 員 橋見 由起 大樹生命保険株式会社大阪支社 員

小澤佐英子 大樹生命保険株式会社大阪支社 員 中野 安彦 大樹生命保険株式会社大阪支社 職 員 大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、全大阪小売商団体連盟の4団体は、長期化するコロナ禍の影響を受ける中小企業等の事業継続支援並びにアフターコロナにおける中小企業等の飛躍・成長につなげること等を目的に、「大阪府 中小企業再生に関する緊急要望」を以下の通りとりまとめ第64回中小企業団体大阪大会(9月15日)の場で、国・大阪府等に対して要望しました。

大阪府中小企業再生緊急アピール

エネルギーや原材料価格の高騰による収益悪化、半導体等をはじめとする海外からの供給制約、さらには最低賃金の過去最大となる大幅引き上げ、コロナ融資の返済本格化など、中小企業・小規模事業者 (以下、中小企業等) は経営に大きなダメージを被っている。

政府は、急激な環境変化と長期にわたるコロナ禍により経営基盤が弱体化した中小企業等に対する支援策を強化されたい。また、コロナ禍の影響を大きく受けた小売・商店街等に対する支援策を強化するとともに、中小企業等が新たな成長軌道を辿ることができるよう、デジタル化やDXへの集中支援、イノベーションを誘発する2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画促進を図られたい。かかる観点から、ここに我々4団体の総意として次の通り要望する。

記

- 1. 資源・原材料コスト上昇に伴う価格転嫁等取引適正化対策、生産拠点・調達先の多様化を通じたサプライチェーン強靭化支援、半導体の供給網強化、電力等エネルギーの安定供給対策など、激変する社会経済環境への対応支援を行うこと。また、適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、十分な検証と普及・周知を徹底するとともに、支援策を検討・実施すること。
- 2. コロナ禍からの克服支援策を講じること。具体的には、事業再構築補助金を拡充するとともに、IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金による集中支援を行うこと。また、新型コロナウイルス対策マル経融資など既存のコロナ対策融資制度や、既往債務の借り換え・条件変更等への柔軟な対応など、資金繰り支援を継続すること。
- 3. 感染状況を注視のうえ、「新たなGoToトラベル事業」や「がんばろう!商店街事業」を早期に再開するとともに、インバウンド観光客の機動的な受け入れ拡大に向けて取り組むこと。
- 4. 中小企業等のデジタル化・DX促進やグリーン分野への参入・事業拡大支援を強化すること。
- 5. 2025年大阪・関西万博へ中小企業等が過度な負担なく参画できるよう支援策を講じること。実証実験 プロジェクトへの資金支援や出展・参画しやすい工夫、万博会場の資材、備品、サービス等の受注機会の 確保など、必要な支援について早期に措置すること。
- 6. 小規模事業対策ならびに中小企業連携組織対策推進事業の地域間格差が生じないよう、全国的な基準や指 針を示すなど、国の責任で大阪府を指導し、中小企業等への支援体制に万全を期すこと。大阪府も両対策 の必要性を強く認識し、十分かつ安定的な予算や実施体制の確保に主体的に努めること。

以上

令和4年9月15日

大阪府商工会議所連合会 大阪府商工会連合会 大阪府中小企業団体中央会 全大阪小売商団体連盟

新規事業のご紹介

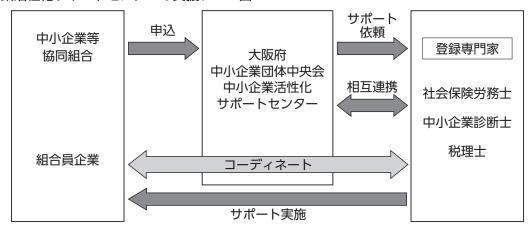
大阪府中小企業団体中央会 中小企業活性化サポートセンターの設置について

コロナ禍、ウクライナ情勢や急激な円安の影響など、中小・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続 いています。この環境下における経営課題の解決に向けて、大阪府中小企業団体中央会では、専門性の高い きめ細かな支援をコーディネートする「大阪府中小企業団体中央会 中小企業活性化サポートセンター」を 設置しましたので、ご活用ください。

〇サポート内容

士業に関する専門的支援を対象(支援策の活用、DX推進、資金繰りなど)とし、支援に当たっては 大阪府中小企業団体中央会 中小企業活性化サポートセンターが登録専門家を相談内容に応じてコーディ ネートいたします。(下記フロー図参照)

〇中小企業活性化サポートセンターの支援フロー図



- ①支援希望者(組合、企業)から相談申込を受理
- ②中小企業活性化サポートセンターで申し込み内容を確認し、登録専門家をコーディネート
- ③支援希望者と登録専門家が相談日時、場所の調整
- ④相談対応
- ⑤支援希望者が引き続き個別支援を希望の場合、中小企業活性化サポートセンターと登録専門家が個別 支援内容と支援価格を協議の上、支援希望者に伝える。
- ⑥支援希望者が提示価格での支援を受諾すれば、登録専門家が個別支援を実施。
- (7)個別支援完了後、支援希望者が登録専門家に謝金を支払う。

〇料金

個別相談

- ・会員組合並びに組合員企業、企業会員の個別相談申込は無料です。
- ・非会員組合は相談申込1件につき10万円、非会員企業は相談申込1件につき5万円です。 但し、大阪府中小企業団体中央会の会員となり、会費を納付すれば無料となります。

・有料となります。(個別相談終了後にご相談ください) 個別支援

〇申込方法 大阪府中小企業団体中央会ホームページ (https://www.maido.or.jp/) より、相談申込書を ダウンロードいただき、FAX又はメール送信

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部(岸本・中谷・江末) TEL (06) 6947-4371 FAX (06) 6947-4374 E-mail: kasseika-support@maido.or.jp

大阪府中小企業団体中央会 人材マッチングセンター(無料職業紹介事業)!

求人・求職にご活用ください!!

大阪府中小企業団体中央会では、会員組合の事務局員に限定した求人・求職の紹介あっせんを行うため、 令和4年10月1日より人材マッチングセンターを設置し、「無料職業紹介事業」を開始しました。

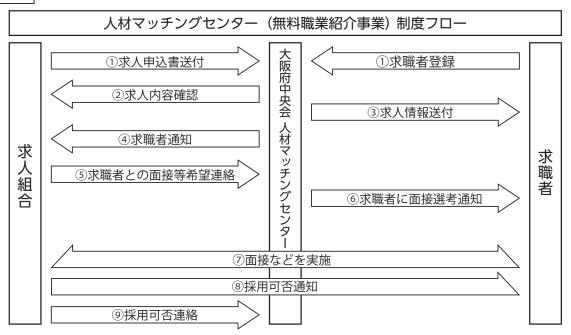
本会の職業紹介は、当面の間、求人は「会員組合の事務局員」に限定して行いますが、組合様のニーズに適した人材をご紹介させていただきます。

組合事務局職員の採用を希望される会員組合におかれましては、是非ともお申込みいただき、組合活性化にお役立ていただくようお願い申しあげます。

- (1) 求人情報の収集
- (2) 求職者への求人情報の提供等
- ■詳細は本会のホームページをご覧願います。 URL: https://www.maido.or.jp/jinzaimatching/



制度フロー



求人申し込み

上記URLより、求職申込書データをダウンロード頂き、大阪府中央会事務局にメール送信(下記アドレス)

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部調査人材課 (三宅・谷口) TEL (06) 6947-4370 E-mail: chosajinzaishien@maido.or.jp

組合情報

大阪中小企業団体中央会 新規加入組合紹介

令和4年4月1日~令和4年9月30日までに加入された組合を紹介します。

三名 茨木自動車販売事業協同組合

理事長名:前田 義範 所:567-0002 住

大阪府茨木市東安威2-10-8

設立年月日:平成17年4月1日

組合員数:70人 出 資 金:125万円 組合員業種:商業

主な組合事業:共同販売・斡旋

組合的 大阪テクノサポート協同組合

理事長名:中西 徹 所:578-0941

大阪府東大阪市岩田町4-17-2

設立年月日:平成27年1月28日

組合員数:50人 出 資 金:148万円 組合員業種:サービス業

主な組合事業:共同労務管理、共同計算、

外国人技能実習生協同受入事業

協同組合ワールドコミュニティ

理事長名:田淵 源二郎 所:583-0033

大阪府藤井寺市小山5-1-12

設立年月日:令和元年12月12日

組合員数:9人 出 資 金:250万円 組合員業種:サービス業

主な組合事業:共同購買、共同販売・斡旋、福利厚生

サニー協同組合

理事長名:浦野 貴行 所:590-0122

大阪府堺市南区釜室978-1

設立年月日:令和4年5月30日

組合員数:4人 出 資 金:500万円 組合員業種:サービス業

主な組合事業:共同生産・加工、教育情報、福利厚生、

外国人技能実習生共同受入事業

組合 八尾市一般廃棄物事業協同組合

理事長名:木村 修市 所:581-0003

大阪府八尾市本町七丁目2-43-5F

設立年月日:令和3年2月16日

組合員数:23人 出 資 金:460万円 組合員業種:サービス業

主な組合事業:共同受注・斡旋、共同購買・斡旋

10分割 フークアシスト協同組合

理事長名:矢部 啓造 所:555-0032 住

大阪府大阪市西淀川区大和田

4-7-30-512

設立年月日:平成27年11月11日

組合員数:80人 出 資 金:212万円 組合員業種:サービス業

主な組合事業:共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、

共同生産事業

令和4年度

大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)

I.調 査 概 要

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における経営、賃金、労働時間、労働条件等の実態を明確にし、中小企業団体中央会が 実施する雇用・労働対策事業の推進に資する。

2. 調査実施方法

本会会員組合の組合員のうち602事業所について、全国中央会の指定に従い調査アンケート用紙を郵送 し事業協同組合等を通じて配布。

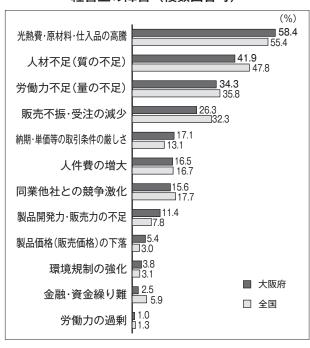
- **3. 調査の時点** 令和4年7月1日
- **4. 回答事業所数** 3 2 5 事業所(回答率 5 4 %) **※**令和 4 年 8 月 5 日時点

Ⅱ.調査結果の概要

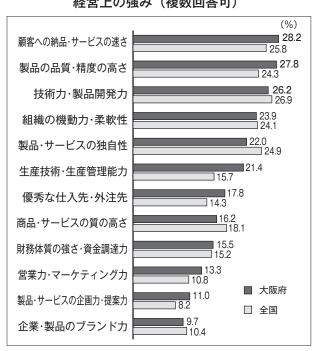
1. 経営について

◆経営上の障害及び強みの要因については、全国・大阪ともにほぼ同様の傾向となっている。 大阪府についてみると、経営上の障害となっていることとしては、「光熱費・原材料・仕入品の高騰」 が58.4%で最も多い。次いで「人材不足(質の不足)」、「労働力不足(量の不足)」が多いが、どち らもわずかに全国平均を下回っている。経営上の強みとしては、「顧客への納品・サービスの速さ」 28.2%と「製品の品質・精度の高さ」27.8%、「技術力・製品開発力」26.2%が上位となっている。

経営上の障害(複数回答可)



経営上の強み(複数回答可)



2. 労働時間について

- ◆週所定労働時間は、「40時間」50.2%が最も多い。全国平均でも「40時間」が49.1%で最も多く、同様の傾 向となっている。
- ◆事業所規模別で見ても、全ての規模で「40時間」が最も多い。製造業の業種別では、食料品製造業を除くす べての業種で「40時間」が最も多く、機械器具製造業で80.0%、金属・同製品製造業で56.4%、窯業・土石 製品製造業で58.3%となっている。
- ◆月平均残業時間は、大阪府計10.88時間で全国平均10.52時間とほぼ同水準である。製造業と非製造業を比べ ると、製造業で11.12時間、非製造業で10.59時間となっており、大きな差は見られない。規模別でみると、 30人~99人の事業所が12.59時間で最も長く、また、業種別では窯業・土石製品製造業21.50時間が最も長 くなっている。

時 間 週所定労働時間(%) 月平均 残業時間 38時間超 40時間超 38時間以下 40時間 (h) 40時間未満 44時間以下 規 模・業 種 全国平均 26.7 49.1 8.4 10.52 15.8 大 阪 府 計 18.0 24.3 50.2 7.6 10.88 1~9人 22.6 18.3 45.2 14.0 8.00 10~29人 13.7 30.4 48.0 7.8 11.90 大阪府 事業所規模 15.1 256 55.8 3.5 30~991 12.59 25.0 19.4 55.6 0 100~300人 11.22 食料品製造業 0 0 0 100.0 0.00 繊維工業製造業 15.4 23.1 53.8 7.7 7.08 木材・木製品製造業 0 37.5 50.0 12.5 12.31 印刷・同関連製造業 18.8 25.0 50.0 6.3 10.67 16.7 58.3 8.3 21.50 窯業・土石製品製造業 16.7 大阪府 製造業 21.4 28.6 50.0 0 9.38 化. 学 I 金属・同製品製造業 10.9 29.1 56.4 3.6 12.31 機械器具製造業 0 20.0 80.0 \cap 10.40 その他の製造業 30.2 27.9 37.2 4.7 8.49 16.6 274 57 計 503 11.12 情 報 通 信 業 100.0 14.14 運 輸 業 0 0 0 建 設 9.8 19.6 56.9 13.7 14.98 業 大阪府 非製造業 卸 小 業 26.2 23.1 46.2 4.6 6.73 売 サ ビ ス 業 31.6 21.1 26.3 21.1 11.37

事業所規模・業種別の労働時間および残業時間

3. 年次有給休暇の平均取得日数

計

◆従業員1人当たりの平均取得日数は、8.89日となっており、全国平均8.87日と同水準となっている。

19.7

◆有給取得日数は「5~10日未満」52.7%が最も多く、次に「10~15日未満」35.3%の順となっており、全 体の8割以上を占めている。製造業と非製造業を個別にみても同様の傾向がみられる。

204

50.0

99

10.59

◆平均取得日数は、製造業では「化学工業」の10.64日が最大であり、非製造業では「運輸業」の11.29日が最 大であった。

年次有給休暇の規模別・業種別平均取得日数

有給取得日数 事業所の割合(%)				従業員1人		
規模·業種	5日未満	5~10日未満	10~15日未満	15~20日未満	20日以上	当たりの平均 取得日数
全 国 平 均	6.9	48.9	35.1	7.1	2.0	8.87
大 阪 府 計	4.5	52.7	35.3	5.1	2.4	8.89

	有給取得日数		事業所の割合 (%)				
規模・業	規模·業種		5~10日未満	10~15日未満	15~20日未満	20日以上	従業員1人 当たりの平均 取得日数
	1~9人	5.1	57.7	26.9	6.4	3.8	8.49
大阪府	10~29人	6.2	55.7	30.9	5.2	2.1	8.51
事業所規模	30~99人	3.6	49.4	42.2	3.6	1.2	9.24
	100~300人	0	41.2	50.0	5.9	2.9	10.06
	食料品製造業						
	繊維工業製造業	16.7	83.3	0	0	0	5.67
	木材・木製品製造業	7.1	64.3	21.4	7.1	0	7.86
	印刷・同関連製造業	6.7	66.7	26.7	0	0	7.47
大阪府	窯業・土石製品製造業	0	54.5	27.3	18.2	0	10.36
製造業	化 学 工 業	0	21.4	71.4	7.1	0	10.64
	金属・同製品製造業	6.1	42.9	46.9	4.1	0	9.08
	機械器具製造業	0	40.0	60.0	0	0	9.20
	その他の製造業	4.8	40.5	42.9	11.9	0	9.21
	計	5.6	48.1	39.5	6.8	0	8.83
	情 報 通 信 業						
大阪府 非製造業	運 輸 業	0	28.6	71.4	0	0	11.29
	建 設 業	6.7	55.6	26.7	6.7	4.4	8.58
	卸 · 小 売 業	1.6	65.6	26.2	1.6	4.9	8.70
	サービス業	0	52.9	35.3	0	11.8	9.94
	計	3.1	58.5	30.0	3.1	5.4	8.96

4. 新規学卒者の採用充足状況

- ◆技術系では、高校卒、専門学校卒において、大阪 府計が全国平均を下回っている。一方、短大卒 (高専卒を含む)、大学卒においては、技術系の 採用充足率は100%であり、全国平均を上回っ ている。
- ◆事務系では、全ての学校区分で大阪府計が全国平 均を上回っている。

5. 新規学卒者の初任給

- ◆技術系では、大学卒を除くすべてにおいて、大阪 府平均が全国平均を上回っている。
- ◆事務系では、専門学校卒を除くすべてにおいて、 大阪府平均が全国平均を上回っている。
- ◆特に高校卒では、技術系・事務系共に全国平均を 10,000円以上上回っている。

新規学卒者の採用充足率

			充足率	(%)
			技術系	事務系
	全 国		74.1	83.8
高校卒		計	70.0	100.0
同伙牛	大阪府	製造業 計	66.7	100.0
		非製造業 計	81.8	100.0
	全 国		88.3	94.1
 専門学校卒	大阪府	計	73.3	100.0
41177		製造業 計	69.2	100.0
		非製造業 計	100.0	
	全 国		89.5	93.1
短大卒		計	100.0	100.0
(含高専)	大阪府	製造業 計	100.0	100.0
		非製造業 計		
	全 国		83.3	88.6
大学卒		計	100.0	90.2
	大阪府	製造業 計	100.0	85.4
		非製造業 計	100.0	100.0

新規学卒者における初任給の比較

			(円)
		技術系	事務系
高校卒	全国平均	174,927	167,934
同伙牛	大阪府平均	189,020	177,201
専門学校卒	全国平均	185,573	181,847
等门子伙牛	大阪府平均	191,440	178,167
短大卒	全国平均	182,237	182,269
(含高専)	大阪府平均	199,363	
大学卒	全国平均	203,354	200,539
八子午	大阪府平均	198,773	208,168

6. 賃金改定実施状況

- ◆大阪府では賃金を引上げた事業所 (59.4%) が最も多く、全国平均 50.6%を9ポイント近く上回ってい る。一方、賃金を「引き下げた」事務 所は0.6%である。今後の賃金引き下 げを検討している事務所を含めても 0.9%であり、全国平均1.0% (引き 下げた0.4%+引き下げ予定0.6%) とほぼ同水準である。
- ◆事業所規模別でみると、賃金を引き上 げた事業所が最も多いのは、製造業で 「100~300人」の事業所89.5% で、非製造業では「10~29人」の事 業所70.8%であった。

事業所別賃金改定の実施状況(%)

事	改定内容	引上げた	引下げた	今年は実 施しない (凍結)	7月以降 引上げる 予定	7月以降 引下げる 予定	未定
全	国	50.6	0.4	16.6	11.3	0.6	20.5
大	阪府 計	59.4	0.6	13.4	9.4	0.3	16.9
	1~9人	31.9	0	23.4	2.1	2.1	40.4
製	10~29人	72.7	0	3.6	14.5	0	9.1
造	30~99人	80.4	0	3.6	10.7	0	5.4
業	100~300人	89.5	0	5.3	0	0	5.3
	計	66.1	0	9.0	8.5	0.6	15.8
	1~9人	29.2	2.1	35.4	12.5	0	20.8
非	10~29人	70.8	2.1	14.6	6.3	0	6.3
製造	30~99人	53.3	0	10.0	6.7	0	30.0
業	100~300人	52.9	0	0	23.5	0	23.5
	計	51.0	1.4	18.9	10.5	0	18.2

7. 賃金改定の内容

- ◆大阪府で「定期昇給」を実施した事業所 は、65.9%と突出して多く、全国平 均56.3%に比べて高くなっている。
- ◆「定期昇給」の実施割合は大阪府計が 全国平均を10ポイント近く上回って いるが、「基本給の引上げ」を実施した 割合は全国平均をアポイントほど下回 っている。
- ◆業種別にみると、「定期昇給」「ベース アップ」「臨時給与(夏季・年末賞与 など) の引上げ」を実施する事業所の 割合が、製造業で非製造業を大きく上 回っている。一方で、「基本給の引上 げ」を行った事業所割合は、非製造業 が製造業を上回っている。

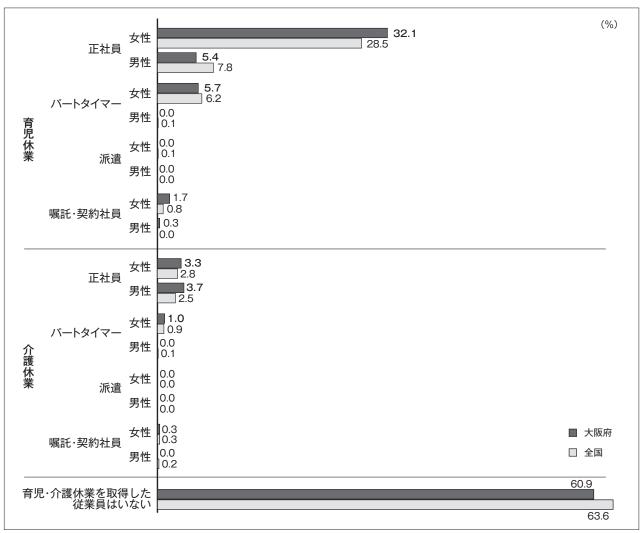
賃金改定の内容と事業所ごとの実施状況(%)

事	改定内容	定期昇給	ベースア ップ	基本給の引 上げ(定期 昇給制度の ない事業所)	諸手当の 改定	臨時給与 (夏季・年末 賞与など) の引上げ
全	国	56.3	17.7	33.7	13.5	9.9
大	阪府 計	65.9	17.3	26.6	15.4	15.4
	1~9人	57.1	14.3	28.6	21.4	14.3
製	10~29人	66.7	18.8	29.2	18.8	12.5
造	30~99人	70.6	25.5	21.6	17.6	9.8
業	100~300人	82.4	17.6	17.6	5.9	5.9
	計	69.2	20.8	24.6	16.9	10.8
	1~9人	52.6		57.9	10.5	21.1
非	10~29人	57.1	14.3	34.3	8.6	17.1
製造	30~99人	77.8	11.1	5.6	22.2	33.3
業	100~300人	58.3	25.0	8.3	16.7	25.0
	計	60.7	11.9	29.8	13.1	22.6

8. 育児・介護休暇

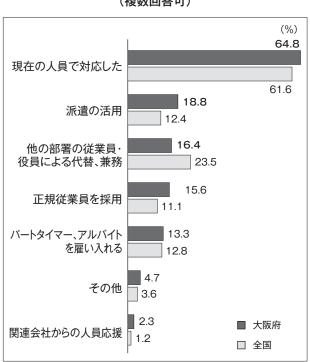
- ◆大阪府計・全国平均ともに、どの雇用形態においても、全事業所数に占める育児休業を取得した女性がいる事 業所の割合は、育児休業を取得した男性がいる事業所の割合よりも多くなっている。
- ◆育児休業と比較して、介護休業を取得した従業員のいる事業所の数は少ない。
- ◆過半数以上の事業所では育児休暇·介護休暇を取得した従業員がいない (大阪府計60.9%、全国平均63.6%)。
- ◆育児休業・介護休業を取得した従業員の代替要員をみると、「現在の人員で対応した」「派遣の活用」が最も多 く、全国平均を上回った。
- ◆育児休業・介護休業を取得した従業員の代替要員をみると、大阪府では「現在の人員で対応した」(64.8%)、 「派遣の活用」(18.8%)が最も多く、全国平均を上回った。
- ◆出産時育児休業制度(産後パパ育休)の対象者に対する対応として、「対象者の把握」(24.1%)や「就業規則、 労使協定など現行制度を改正」(20.9%)を行った事務所が多かった。一方、「特に実施していない」(47.8) %)と答えた事務所も多く、全国平均をわずかに上回った。

育児休業・介護休業の取得状況(%)(複数回答可)

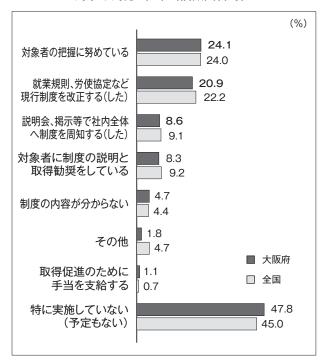


調査·研究

育児休業・介護休業を取得した従業員の代替要員(%) (複数回答可)



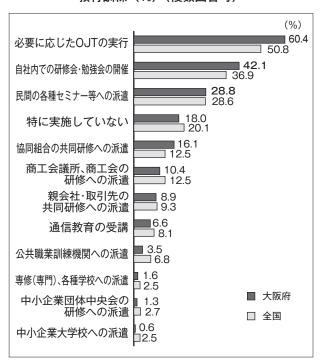
出産時育児休業制度(産後パパ育休)の対象者に 対する対応(%)(複数回答可)



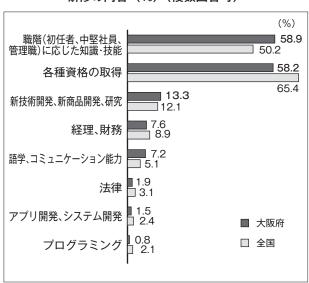
9. 人材育成と教育訓練

- ◆大阪府を見ると、人材育成のために行っている教育訓練としては、「必要に応じたOJTの実行」60.4%が最も 多く、次いで「自社内での研修会・勉強会の開催」42.1%が多かった。
- ◆教育訓練や研修の内容としては、「職階(初任者、中堅社員、管理職)に応じた知識・技能」(58.9%)が最も 多く、次いで「各種資格の取得」(58.2%)が多かった。

人材育成のため従業員に対し行っている 教育訓練(%)(複数回答可)



付加価値や生産性を高めるために行う教育訓練、 研修の内容(%)(複数回答可)

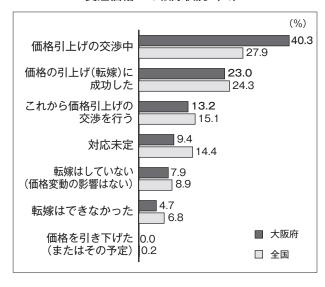


調査·研究

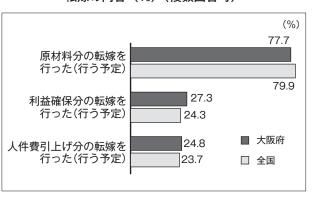
10. 原材料費、人件費(賃金等) アップ等

- ◆大阪府では、「価格引き上げの交渉中」(40.3%)と答えた企業が突出して多く、全国平均を12ポイントほど 上回った。
- ◆費用高騰に伴う価格への転嫁の内容に注目すると、「原材料分の転嫁を行った(行う予定)」(77.7%)と答え た企業が最も多く、全国平均(79.9%)とほぼ同水準であった。

原材料費、人件費等の増加による販売・ 受注価格への転嫁状況(%)



原材料、人件費、利益を含めた販売価格への 転嫁の内容(%)(複数回答可)



組 合 等事業向上 支援事業 関連情報

中小企業組合等活性化を中央会が支援します!

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む中小企業組合や中小企業の異業種グループに対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。 (支援内容)組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、 計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

(支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画 取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。 (支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、 開催全般にわたり支援します。

(支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

- ◇ ①~④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ ※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

留 意 点

- - ※原則2年以内の組合は、設立時に事業計画を作成しているので利用はできません。
- ◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
- ◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援(補助金や専門家派遣など)を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

令和4年度 「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必 要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題と その対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間

令和4年10月26日(水)~令和5年2月20日(月)

2. 詳細・申込方法 大阪府中央会のホームページよりご確認ください。

3. 内 下記参照



		ELLET CET .
研修カリキ	ュラム ※研修カリキュラムは変更する	場合があります。
配信期間	内 容	予定講師
10月26日(水) ~2月20日(月)	中小企業等協同組合法① ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、 選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き 等を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月2日(水) ~2月20日(月)	中小企業等協同組合法② ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月8日(火) ~2月20日(月)	中小企業等協同組合法③ ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信氏
11月11日金 ~2月20日(月)	中小企業等協同組合法④ ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会 議事録、理事会議事録、役員変更届書等の 様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ 提出する書類作成の知識を習得する。 講師/大阪府中央会課長補佐 向井 保夫 氏
11月16日(水) ~2月20日(月)	中小企業等協同組合法⑤ ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を 習得する。 講師/大阪府中央会主事 江藤 佳子氏
11月22日(火) ~2月20日(月)	組合運営・事業活性化① ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。 講師/中小企業診断士 福島 猛氏
11月25日金 ~2月20日月	組合運営・事業活性化② ・組合におけるデジタル化について	組合おけるデジタル化についての知識を習得する。 講師/中小企業診断士 秋 松郎 氏
11月30日(水) ~2月20日(月)	組合会計 1 ・組合固有の財産目録、貸借対照表、損益計算書、 組合の決算書書式等について	組合特有の書式について知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月6日(火) ~2月20日(月)	組合会計 2 ・特別賦課金、事業分量配当・出資配当、 組合固有の勘定科目の処理等について	組合固有の勘定科目についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
12月9日億 ~2月20日月	組合決算 1 ・決算と総会までの流れ総会までの手順、 決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
12月13日(火) ~2月20日(月)	組合決算 2 ・剰余金処分案・損失処理案、事業報告書、 監査・会計管理等について	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
12月16日金 ~2月20日月	組合税務 1 ・ 普通法人と協同組合税務の違い、法人税等の減免措置、 非出資組合の税務、賦課金にかかる消費税等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
12月20日(火) ~2月20日(月)	組合税務 2 ・組合におけるインボイス制度及び 電子インボイス等について	適格請求書等発行方式 (インボイス制度) に対応するために 必要な知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
2月10日金 ~2月20日月	決算関係書類提出書の適正な作成 • チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類の記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目 について、その適切な記載内容について学びます。 講師/中小企業診断士 西脇 和信氏 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏

お申込み・ お問い合わせ先 大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 (和田) 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374

中小企業のAI活用のススメ



中小企業診断士 大萱 芳久 (一般社団法人大阪中小企業診断士会)

1. コロナ禍を乗り切るために

新型コロナウイルス感染症拡大で、オンラインサービスやリモートワークの普及が進み、EC(電子 商取引)業界をはじめとするIT関連企業が業績を伸ばしている一方で、顧客との対面や現場作業が 中心となる事業者は、ビジネスの継続が困難な状況と言えます。このような事業者がwithコロナを乗り 切るためには、現場の力とITやAIの力を融合して最適化を図ることが重要です。

2. AIでできることを知る

表1はAI白書で紹介されていた「AIの実用化が進んでいる産業分野と影響を受ける作業」です。 これを見ると、多くの産業分野でAIの実用化が進むことによって人が担ってきた作業が不要になる、 あるいは劇的に変化すると予想されていることがわかります。

表1.A | の実用化が進んでいる産業分野と影響を受ける作業(出典: A | 白書2019)

分野	業務
製造業	目視での検査、モニタリング、部品の選定、不良品予測など
自動車産業	運転代行、車中での過ごし方など
インフラ	地質調査、物流最適化、異常検出など
農業	作物の生育管理、害獣監視、不良品の選別、農薬散布・堆肥の最適化など
医療・介護	画像診断、創薬、在宅医療者のケア、シフト管理など
防犯・防災	不審者・万引き監視、災害予測など
エネルギー	電力最適化、送電線の点検、油田の探索など
教育	採点、教育最適化、シフト管理・リスト作成など
金融業	不正検出、書類の確認などの審査、窓口業務など
物流	無人宅配、衝突回避、積荷の最適化
流通業	来店者属性調査、陳列、レジ作業
行政	文章作成、住民振り分け、問い合わせ対応、書類の不備の確認など

AIでできることは、端的にいえば論理的に記述できる判断、分析、予測などであり、現在の主な 応用分野としては画像識別、言語識別、音声識別、予測分析、制御・生成等があります(表2)。

表2.A I でできること

分野	概要	応用分野
画像識別	写真、動画の画像から人物や記号の識別を行う	不良品検知、通行人調査、野菜などの選別、自動運転など
言語識別	単語の意味、文章表現を得る	チャットボット、自動翻訳
音声識別	音声を文字データに変換	議事録自動作成、スマートスピーカーの音声入力
予測分析	「 「過去のデータをもとに将来の結果を予測」	製造ラインでの不良品予測、小売店での来店者数
コンパコンコ 471	<u> </u>	予測など
制御·生成	強化学習や画像生成など	ロボットの歩行、ピッキング、アニメキャラクタ
市小町、土八人		一などのコンテンツ生成

「画像識別」とは、写真に表示された人や動物等を識別するもので、不良品検知や通行人の調査等に 応用されます。

「言語識別」とは、単語の意味や文章表現を得るもので、自動翻訳等に応用されています。

「音声識別」とは、音声をもとに文字データへ変換するもので、録音データの文字起こしやスマート スピーカーへの音声入力等に応用されています。

「予測分析」とは、過去のデータをもとに将来の結果を予知するもので、製造ラインでの不良品の 発生や小売店での来店者数などの予測に応用されています。

「制御・生成」とは、最適な結果を実現するための行動を習得するもので、ロボットの歩行やピッキ ングなどに応用されています。また、現実を模した偽物の画像を生成するアニメキャラクターの コンテンツ牛成など、クリエイティブ分野で応用される画像牛成技術等もあります。

3. AI時代に中小企業が取組むべきこと

中小企業のAI導入の課題としてIT・AI人材の不足が挙げられます。この課題を解決するために もIT人材(特にAI)の育成が重要となります。

表3はIT人材レベルです。IT化人材はITの知識だけでなく会社の業務改革や業務改善も担当す るため、業務的知識や経験も含んでいます。中小企業ではIT化人材を作ることは難しいですが、レベル 3の人材育成を目指したいところです。

表3.1 T人材レベル

レベル	業務	ΙΤ	備考
5	業界全体の仕事を理解して いる。	自身で自社のIT化企画を作る事がで きる。	
4	社外との取引先状況も含めて 全社的な業務を理解している。	外部の専門家の指導を受けて、自社 のIT化企画を作成できる。	
3	全社的な業務理解している。	ソフトウェア開発方法やパケージソ フトの導入方法を理解している。	ITパスポート 情報セキュリティマネジメント
2	自分の部門と関連する部門 の仕事は理解している。	ルータの意味などネットワークの知識や 情報セキュリティの基本的な知識がある。	
1	自分の部門の仕事は理解し ている。	パソコンでメールやHP閲覧はできる。スマホも 使える。ワード、エクセルも使える。	
0	自分の仕事の範囲は理解し ている。	パソコンやスマホは使えない。	

さらにAI人材となると、このレベル3のIT人材レベルに加え、「AIでできること」や、機械学習・ ディープラーニングの概要(詳細な技術までは不要)を理解している必要があります。

以上の中小企業のAI人材像をまとめると、次のようになります。

- ・全社的な業務や流れを理解しており、パソコンやインターネットの使い方がわかっている
- ・ネットワークの基本的な知識があり、システム開発やパッケージ導入方法も理解している
- ・AIでできる事や基本的な機械学習の仕組みも理解している

∖大阪府中央会では、中小企業組合等が実施するAI化・IT化計画策定の支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 TEL (06) 6947-4371

最低賃金引き上げと 企業に与える影響



社会保険労務士 澤田 敏化 (大阪府社会保険労務士会副会長)

1. 大阪府の最低賃金が過去最高の引上げ額

毎年10月に最低賃金の見直しがありますが、令和4年度の大阪府の地域別最低賃金は昨年より31 円アップし1.023円となり、過去最高の引き上げ額となりました。最低賃金の引き上げは平成29年 の「働き方改革実行計画」において、名目GDP成長率に配慮しつつも年3%を目途として上げていく こと、加えて全国加重平均1.000円を目指すことが定められました。また、令和4年に閣議決定さ れた「経済財政運営と改革の基本方針2022について」では、「できる限り早期に最低賃金の全国加 重平均を1,000円以上となることを目指す」と記載されています。令和4年の引き上げの結果、全 国加重平均は961円となりましたが、来年以降もさらなる引き上げが予想されます。

これから、最低賃金とは何か、そして最低賃金の引き上げが企業に与える影響を見ていきましょう。

2. 最低賃金の考え方

そもそも最低賃金とは何でしょうか?最低賃金とは国が最低賃金法によって賃金の最低額を定め、 「使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない」とする制度です。もし、最低 賃金に満たない賃金で契約した場合、労使双方の合意があったとしてもその賃金は無効となり、最低賃金 で契約したものとみなされます。

この最低賃金には都道府県別に定められた地域別最低賃金(以下、「地域別最賃」という。)と関係労使 の申し出に基づき、産業別に定められた特定最低賃金(以下「特定最賃」という。)があり、特定最賃 は地域別最賃を上回っていることが認定の条件となります。

最低賃金が適用される労働者は地域別と特定で異なります。地域別最賃は原則、その都道府県のある 事業所で働くすべての労働者に適用されますが、障がいにより著しく労働能力の低い場合や、試用期間 中、軽易な業務に従事する場合などは、かえって雇用機会を損なう恐れがあるので、都道府県労働局長 の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額が認められています。

特定最賃については、18歳未満または65歳以上の方、雇い入れ後一定期間未満の技術習得中の方、 その他、その産業特有の軽易な業務に従事する方については適用されず、地域別最賃が適用されます。

3. 最低賃金に含む賃金、含まない賃金

最低賃金を計算するにあたって次の賃金は対象となりません。

- ①結婚手当や出産祝い金など臨時に支払われる賃金
- ②賞与などの1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③残業代などの所定労働時間を超える労働に対して支払われる賃金
- ④休日出勤手当などの所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
- ⑤深夜割増賃金など、午後10時から午前5時までの労働に対して支払われる賃金のうち、通常の 賃金額を超える部分
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

言い換えますと、最低賃金に含む賃金とは、基本給と精皆勤手当、通勤手当、家族手当以外の諸手当 となります。なお諸手当については、企業によって名目や内容が大きく異なりますので、対象となるか 不安な場合は労働局などで確認されたほうが良いでしょう。

4. 賃金の計算方法

続いて最低賃金を上回っているかどうかの計算方法ですが、基本給の決め方によって次のように異な

- ①時給制の場合 時間給≥最低賃金額
- ②日給制の場合 日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額 ただし日額が定められている特定の場合 日給≥最低賃金額
- ③月給制の場合 月給÷1ヵ月の平均所定労働時間≥最低賃金額
- ④出来高払制その他請負制によって定められた賃金の場合 出来高払制その他請負制によって計算された賃金の総額÷その賃金の算定期間において出来高払 制その他の請負制によって労働した総労働時間数≥最低賃金額
- ⑤上記①~④の組み合わせの場合 例えば、基本給は日額制で諸手当は月額制の場合は、②、③の 式によってそれぞれ計算し、合計したものが、最低賃金額を上回っていること

5. 最低賃金の引き上げが企業に与える影響とは

さて最低賃金の引き上げは企業にどのような影響を与えるのでしょうか。最低賃金の全国加重平均 は、平成24年(2012年)から令和3年(2021年)の10年間で、749円から930円と 181円(月額換算で約29,000円 181円×160時間)増加していますが、厚生労働省の 「令和3年賃金構造基本統計調査」によると、平均賃金は297,700円から307,400円と月額 約10.000円の増加に留まっています。このデータから最低賃金と平均賃金は近づいてきており、 労働者にとっては、これまでのような昇給が難しくなってきていると言えます。

次にパートタイマーの人手不足が起こると考えられます。パートタイマーの中には、手取り金額が少 なくなることから、社会保険の被扶養者の範囲内で働きたい方が一定数おられますが、最低賃金の引き 上げによって、被扶養者の収入の目安となる年収130万円をこれまでより少ない労働時間で超えるこ とになります。また、令和4年10月から短時間労働者の社会保険適用企業が従来の501人以上から 101人以上に拡大されました。短時間労働者の適用要件は①週の所定労働時間が20時間以上、②1 年以上の雇用見込み、③賃金月額88.000円以上、④学生でない、の4つすべてを満たす場合です。 大阪府の地域別最低賃金1,023円で計算すると、週の所定労働時間が22時間以上(88,000円÷ 1,023円÷4週間)あれば、社会保険の適用となりますので、週22時間以上働いているパートタ イマーは、被扶養者の範囲にとどめるためには労働時間を減らす必要が出てきます。なお、この適用範囲 は令和6年10月から51人以上に再拡大されることが決定しています。

6. 最低賃金引き上げへの対策は

最低賃金の引き上げは、長期的に見ると、所得の向上、消費の拡大、企業業績の改善が期待できます が、短期的は人件費が上昇し、経営を圧迫する要因になりかねません。国では中小企業の最低賃金の 引き上げをサポートするため、厚生労働省が「業務改善助成金」を設けています。これは事業場内の最低 賃金を30円以上引き上げ、さらに設備投資やコンサルティング、教育訓練などを実施した場合に、設備 投資等の費用の一部を助成するものです。

この助成を受けるためには設備投資等が必要ですが、例えば、パソコンやタブレットの購入も対象に なりますので、これを機にデジタル化による業務の合理化・省力化を進めておくこともお奨めです。やり 方によっては残業代を始めとした人件費の削減にもつながりますので、ぜひご検討ください。

大阪府中央会では労務に関する支援を行っています

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部 TEL (06) 6947-4370

「インボイス制度」これがポイント!

(第2回/全3回)



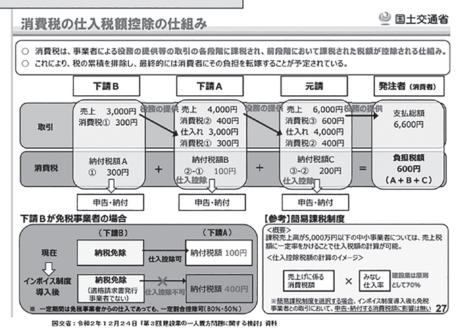
税理士 坂本 幹雄 (税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

1 免税事業者が課税事業者になるためのポイント

免税事業者が課税事業者(インボイス発行事業者)になるかどうかは、お客さん(取引先) からインボイスを求められるか、どうかが判断の分かれ目になります。(図1参照)

図 1

下請・外注先等が免税事業者から課税事業者になった際の税負担



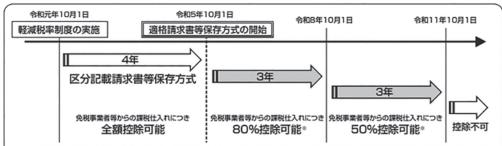
国土交通省の資料により、下請Bが課税事業者か免税事業者かによって下請Aの納付すべき 消費税がどのようになるかを検討します。

下請Bが「課税事業者」の場合、Aの納付すべき消費税は100円ですが、Bが「免税 事業者 | の場合のAの納付すべき消費税は400円となります。

Aの立場としては、品質が同じで、支払金額も同じであるならば、仕入税額控除ができる 課税事業者に発注する可能性が高くなります。これが、インボイスが導入されると「免税事 業者が取引から排除される」といった問題点です。

2 インボイス発行事業者に登録していない事業者(免税事業者)からの什入れについて経過措置 令和5年10月1日から、免税事業者からの仕入税額控除ができなくなったら、図1でいう 下請Aは大きな負担になります。このような急激な税負担を和らげて、新しいインボイス制度 ヘスムーズに移れるよう設けられたのが図2の「経過措置」です。

図 2



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事 項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除·50%控除の特例を受ける課税仕入 れである旨) を記載した帳簿の保存が必要です。

3 免税事業者がインボイス発行事業者になるときの特例

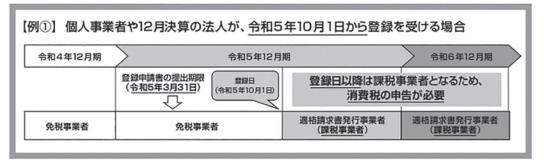
免税事業者が、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合には、負担の軽減 や手続きを簡素化するために特例(図3)が認められています。

図3

■ 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

登録申請書を提出します。

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。



■登録日が上記の課税期間以降の場合(上記経過措置の適用を受けない場合)

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期 間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である 令和12年1月1日から登録を受ける場合

- 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和11年11月30日。までに 提出する。
 - ※ 課税事業者となる課税期間の初日(令和12年1月1日)の前日(令和11年12月31日)から起算して1月前の日

まとめ 免税事業者が課税事業者になる際のポイント

- ★ 免税事業者が課税事業者になった場合の納税額の負担を確認する。
- ★ インボイス発行事業者(課税事業者)の判断ポイントは、主な売上先が事業者かあるいは消 費者かどうかで判断する。
- ★ インボイス制度スタート時には様々な特例が設けられているので注意する

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370





令和4年度レディース中央会 全国フォーラム in 青森

令和4年10月12日(水)、全国中小企業団体中央会と全国レディース中央会は、青森県青森市のホテル 青森において、「令和4年度レディース中央会全国フォーラム in 青森」を開催しました。全国各地から約 230名の女性経営者や組合女性部等の関係者が参加し、大阪からはエル・プラス大阪(大阪府中央会女性 部)の木戸会長、青木副会長、中村顧問をはじめ9名が参加しました。

フォーラムでは、最初に、全国中央会会長の森洋氏と全国レディース中央会会長の吉田陽子氏から主催者 挨拶が行われたのち、東北経済産業局長の戸邉千広氏、青森県副知事の柏木司氏並びに青森市長の小野寺 晃彦氏より来賓挨拶がありました。

基調講演では、「常勝チームを作った最強のリーダー学」と題して、青森山田高等学校サッカー部監督黒田 剛氏から講演がなされました。続くパネルディスカッションでは、「まちを元気にするひとづくり」をテーマ とし、企業組合かぶあがり代表理事吉井仁美氏、株式会社弘前天賞堂代表取締役三上美知子氏、青森市新町 商店街振興組合一店逸品運動実行委員長伊香佳子氏の3名のパネラーによる発表がなされました。

また、フォーラムにおいて、永きにわたり全国レディース中央会の役員として尽力された8名に対する 感謝状の贈呈式があり、大阪からは大原喜久子氏(エル・プラス大阪元会長)に贈られました。

交流パーティーでは、歓迎アトラクションとして青森山田高等学校男子新体操部による新体操が披露 され、青森県中央会の櫛引利貞会長と青森県中央会レディース会松野ミツ会長からの歓迎の挨拶により開会 となりました。歓談中には、ねぶた囃子などのアトラクションが披露され、参加者も舞台上に加わるなど会場 は大いに盛り上がりをみせました。最後に、青森県中小企業団体中央会レディース会の杉澤むつ子副会長に よる閉会挨拶がなされ、盛況のうちに終了しました。

なお、来年度の全国フォーラムについては、岡山県岡山市にて開催する旨の発表があり、岡山県ものづくり 女性中央会より挨拶がなされました。

また、本フォーラムに先立ち全国レディース中央会の全国女性部会会長会議を開催し上半期の活動報告、 各女性部の活動状況等の情報共有が行われたほか、本フォーラムの開催中は地域の物産コーナーが設けられ ました。フォーラム翌日に実施されたエクスカーションでは、「三内丸山遺跡 |、「弘前市りんご公園 |、「津軽 藩ねぷた村」などを観光し青森県の歴史や文化について見識を深めました。







(全国フォーラム)







「交流会アトラクション】

共済制度

種共済制度のご案内 大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.34

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定し た退職金制度をサポート
- ・月額1,000円から計画的な退職金 の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメント のための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサ
- 役員の退職金・老後の生活資金を サポート
- ・総合保障型から医療・がん・介護の 単品型まで幅広いニーズにサポート

パートナーズプラン 従業員の福利厚生をサポート するための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- コロナ感染時の入院・通院費用を サポート

経営者・従業員総合補償制度

P.35

まい・どリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

• コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート • 仕事中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.36

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト

(業務災害補償保険)

ビジネス 総合保険制度

P.37

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 業務中のコロナ感染リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事 故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償 責任をサポート

業務災害補償制度

P.38

- 1 事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能

• 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.39

• 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

Maido! 2022.秋号 | 33

大阪府中小企業団体中央会共済制度

法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

入院等による休業時

事業保全 資金の準備

経営者の みなさまの

事業承継・ 相続税の準備 経営者・役員の みなさまの

退職慰労金・ 弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、 一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。 ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 ☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉 大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉 大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉 大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 **2**06-6947-4370

大樹-KB-2021-818 K-2022-1001(2022.4)

過去の損害率による割増20%

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

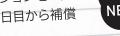


天災危険補償タイプを選べば 万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- ●保険料月々1,300円からのケガの補償
- ●「仕事中のみ補償」「24時間補償」など 多彩なバリエーションをご用意
- ●入院・通院とも1日目から補償



特定感染症プランを 追加しました。





所得補償保険

休業補償の決定版!

- ●病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- ●補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



中小企業の 福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険 などとは別にお支払い

保険期間

2022年7月1日~ 2023年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社

TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社

TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社

TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店 大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6949-4371

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL 06-6449-1050

SJ22-05198 2022年7月29日作成





コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの 貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。 中央会マネーガード保険の

万一に備えた、7つの特長

- 確定保険料方式
- ▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 損害時の自己負担〇
- ▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償
- ▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。
- 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度を ご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償
- てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い 額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元
- 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は 滅額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単
- 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶然な事故が 対象となります。



金庫破り、ひったくり 強盗、盗難



火災、爆発による 焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や 変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの 「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10% または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2022年12月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓□

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店 大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6949-4371 受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL 06-6449-1050 受付時間 平日の9時から17時

SJ22-06111(2022年8月16日作成)

MS&AD 三井住友海上

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか

ご存じですか?

「ビジネス」ネクスト」

- 業務災害補償保険-



保険料の 割引

最大約58%割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合 (リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか?

「ビジネス総合保険制度」

一 企 業 総 合 賠 償 責 任 保 険 一



保険料の 割引

最大約28%割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合 (リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。 詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所:大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL:06-6949-4371 FAX:06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社 住所:大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL:06-6229-3269

FAX:06-6229-3284 2020 7/AYG11/D

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

近年、過労死や心の病による労災請求が急増 企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条 【平成20年3月1日施行】 において、 安全配慮義務の明文化がなされました。

▍補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業 種	判決年	症 状	原因
1億9,869 万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524 万円	木材加工	平成 6年	頚椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111 _{万円}	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~害

POINT 1

全国中小企業団体中央会の スケールメリットにより、 低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」 を標準セット

1事故あたり最高5億円 までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の 認定を待たずに 保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は 売上高で算出 できます

保険期間 2022年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 (※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(取扱代理店)

大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドーム大阪6F

TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会

制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会

TEL:06-6947-4370

SJ22-06109 (2022年8月16日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ!大樹生



集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク!

-般分割 口座振替 12回払

> 8,830円 (月払保険料) 年間保険料 105,960円



集団扱 12回払

8,410円 (月払保険料) 年間保険料 100,920円



月々 420円

> 年間保険料では **5,040**円もおトク!

『GK クルマの保険(家庭用自動車総合保険)』 保険料例の試算条件(1年契約の場合)

- ■始期日:2021年1月1日 ■初度登録:2019年12月 ■記名被保険者:個人<35才> ■ゴールド免許割引適用
- ■自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス:車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 11等級 ■事故有係数適用期間:0年 ■35才以上補償 ■運転者限定:なし ■対人賠償保険:無制限 ■対物賠償保険:無制限 (免責金額:なし)

- 人身傷害保険: 5,000万円 (自動車事故特約をセット) ■人房傷害時における人身傷害諸費用特約:あり ■傷害一時金(1万円・10万円)特約:あり■車両保険:あり(一般補償、保険金額:100万円、免責金額:0-10万円)■新車割引:適用
- ■車両保険無過失事故特約:あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約:あり (傷害定額払保険金額:300万円)

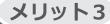
※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになり ますので、現金のご用意は必要ありません。

しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払に できますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが 出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。





- ■このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。 また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問合わせください。
- ●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

■大阪支社 (TEL) 06-6225-0811 大阪府中央部など担当 ■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当

(TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当 ■北大阪支社



大阪府中央会の行事予定

11月10日(木)

12月 8日(木)

行 事 中小企業のための無料法律相談会

1月12日(木)

ところ マイドームおおさか6階

2月 9日(木) 3月 9日(木)

詳細 https://www.maido.or.jp/houritusoudankai/

10月26日(水)

~令和5年 2月20日(月) 行事 令和4年度 「中小企業組合運営指導事業」Web研修会

詳細 https://www.maido.or.jp/uneisidou/

11月17日(木)

(行 事) 働き方改革に関する意見交換会 ~ 建設現場における働き方改革について~

ところ マイドームおおさか8階

12月 5日(月)

(行事) 令和4年度 第2回組合代表者並びに事務局責任者合同会議

●≥≥3 シティプラザ大阪4階 海の間

12月 6日(火) 行事 大阪府協同組合職員互助会 2022越年パーティー

ところ ホテルグランヴィア大阪20階 名庭の間

令和5年

9日(木) 2月

行事 令和4年度 第3回共済事業セミナー「夢持ち続け日々精進(仮)」 講師 髙田 明氏(ジャパネットたかた創業者)

ところ ホテルグランヴィア大阪20階 名庭の間 ※詳細が決まりましたら別途お知らせいたします。

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様に、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメール でいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから →

(価格) 一部400円(消費稅込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL (06) 6947-4370 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 Ħ

印刷所 株式会社 関西共同印刷所 大阪市北区大淀中3丁目15-5 TEL(06)6453-2564(代)